

第5章

高等学校への支援

高等学校における特別支援教育

キーワード

校内支援体制の充実 外部機関と連携した支援

<校内支援体制の現状>

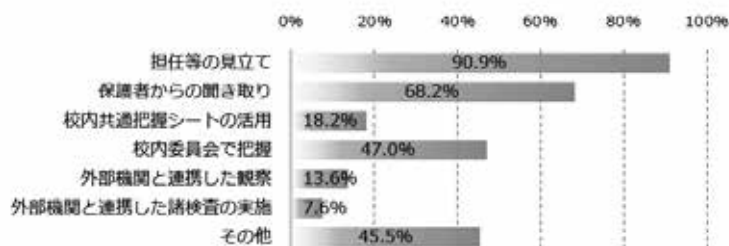
高等学校においても、特別な支援を要する生徒一人一人を支援するためには、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名により校内支援体制を整備し、**学校全体で取り組む**ことが大切です。

県内の県立高等学校では、全ての学校に校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されています。小・中学校と異なり、特別支援学級が設置されていないことから、教頭をはじめ、**養護教諭**や**保健主事**など様々な教職員が特別支援教育コーディネーターを担っていることが特徴的です。

また、**実態把握**は「担任、特別支援教育コーディネーター等による観察」を行っている高等学校が多く、その他「保護者からの聞き取り」や「校内委員会で収集した資料を元に把握」など**複数の方法**で把握しています。

さらに、「hyper-QU」や「アセス」などを生徒に実施したり、スクールカウンセラーと連携したりするなど複数の方法で把握している学校も多くあります。

高等学校における生徒の実態把握の方法



(令和3年度特別支援教育コーディネーター連絡協議会資料より)

<具体的な支援>

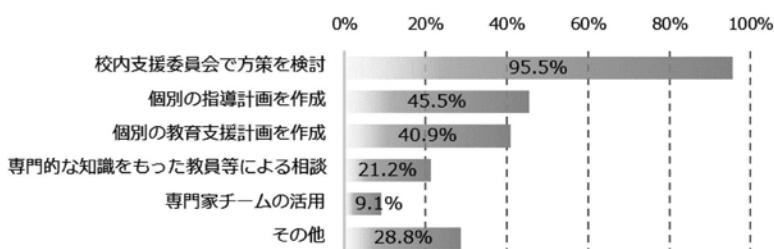
支援が必要な生徒について、ほとんどの高等学校で校内委員会を実施し、方策等を検討しています。また、**約4割程度の学校で個別の教育支援計画の作成や個別の指導計画の作成**をしています。その他、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、発達障害者支援センター等の**外部人材等を活用**して、具体的な支援方法について助言等を得ている学校もあります。

特別支援教育巡回相談の派遣依頼は、令和元年度1件、令和2年度13件でした。相談内容等は、生徒への**具体的な支援方法**についての助言のほか、特別支援教育に関する**校内研修会の講師**（主な研修テーマ：合理的配慮について、個別の教育支援計画等の作成について、進路指導について等）の依頼も多くあります。

活用した高等学校からは、「生徒の困難さと具体的支援について知ることができた」、「作成した個別の教育支援計画に具体的なアドバイスをもらい有効だった」などの感想が聞かれました。

個別の教育支援計画を活用し、**他機関と連携**することで、生徒への支援を充実させることができる上に、**教員の専門性も向上**させることができます。

生徒への具体的な支援方法



(令和3年度特別支援教育コーディネーター連絡協議会資料より)

相談にのってみよう



ケース13 入学時、中学校からは特に引継ぎがありませんでしたが、徐々に学習面で支援が必要になっている生徒がいます。これからどのように対応すればよいでしょうか。

まずは、保護者から中学校での学習の様子等について情報を得ることが大切です。その他、関わっている教員全員で実態を共有したり、中学校での支援内容について再度情報収集したりすることで、適切な支援へつなげることができます。



参考資料

・ **みんなで支える特別支援教育 高等学校教員のために**

(平成19年4月 青森県教育委員会)



・ **みんなで支える特別支援教育 高等学校教員のために Ver.2**

(平成20年 青森県教育委員会)



コラム 高等学校における特別支援教育

「本校では特別支援教育に該当する生徒はいません」、「高等学校は義務教育ではないので対応できない生徒の入学は難しいです」等、高等学校においては特別支援教育について消極的な声が多く聞かれていた時期がありました。しかし、小・中学校等における実践の状況を受け、本県高等学校においても、高等学校特別支援教育体制強化事業を経てからは大きな変化を感じるようになりました。

例えば、A高校では、特別支援学校教諭免許状の所持教員が中心となって、授業のユニバーサルデザイン化をはじめとして、特別支援教育について積極的に情報を収集・発信し、校内教職員の特別支援教育の必要性の共有とともにそのための資質向上に努めていました。また、B高校では、管理職の強力なリーダーシップの下、特別支援教育の必要性の共有とともに学校独自の実態把握シートを用いて、生徒の実態把握を進め、個別の指導計画等の作成・活用に役立てはじめていました。

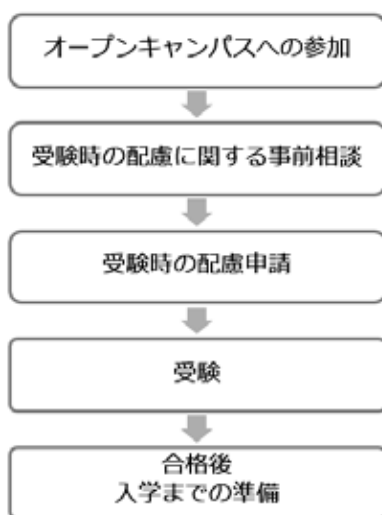
このような高等学校の取組をみると、高等学校における特別支援教育の必要性を、教職員間で十分に共有することが特に大切だと言えます。授業のプロとして、各教員が工夫し実践する授業のユニバーサルデザイン化は生徒たちにも大きな変化をもたらします。生徒が落ち着いて授業に参加できるようになることは、生徒にとって学校が居心地の良い環境となり、教員にとっても「取り組んでよかった」と実感できる場になります。自分たちの取組により特別支援教育とはこういうことなのだ理解し、その必要性を感じることで関心が高まり、さらに学校生活全てにおいての特別支援教育の充実にもつながっていくことでしょう。高等学校は、生徒の実態も多様であり、学校が抱えている課題も様々です。この方法でやればうまくいくという確固たるものはないでしょうが、地域や学校の特色を生かしながらの取組を進めていくことで、個々の教職員の大きなやりがいにつながり、この教育の必要性の共有が学校全体での大きなうねりとなっていくことを願ってやみません。 (エリアアドバイザー)

進路指導(進学編)

キーワード

早い時期からの相談 合理的配慮の申請

<大学入学までの主な流れ>



近年、大学には「障害学生支援室」等が設置され、障害等に伴う修学・生活上の困難に関する相談や学内の関係部署と連携・調整し対応している大学も増えています。

進学を希望する障害のある生徒については、志望する大学が、受験時だけでなく、入学後の配慮について、**事前に情報を得る**ことが大切です。

大学によっては、受験時の配慮申請について事前に相談が必要な場合もありますので、オープンキャンパスや大学説明会などに参加し、**直接相談**することが大切です。大学のホームページに、障害学生支援室等について紹介されています。

また、合格発表後は高等学校で作成した個別の教育支援計画等を活用し、引き継ぐことも大切です。

<大学入学共通テスト受験に関する合理的配慮>

病気・負傷や障害等のために、受験に当たって配慮を希望する場合、**個々の症状や状態等に応じた配慮**が受けられます。

受験に当たって配慮を希望する場合は、当該年度に独立行政法人 大学入試センターから配布される「**大学入学共通テスト 受験上の配慮案内**」に従って必要な書類を作成し、申請します。

◆ 必要な申請書類：①受験上の配慮申請書 ②診断書 ③状況報告書

※③については、希望する配慮事項に応じて様式が異なります。また、発達障害の生徒については、必ず提出が必要となります。

◆ 申請時期：出願前申請と出願時申請の2通りあります。

◆ 受けられる主な配慮

配慮の種別	主な配慮事項
解答方法や試験時間に関する配慮	点字解答、文字解答、チェック解答、代筆等
試験室や座席に関する配慮	1階又はエレベーターが利用可能な試験室、窓側の明るい座席、別室等
持参して使用するものに関する配慮	拡大鏡の持参使用、補聴器又は人工内耳の装用、車椅子の持参使用等
その他の配慮	拡大文字問題、手話通訳士、介助者等の配置、リスニングの免除等

※詳細については、当該年度の案内を確認する必要があります。



参考資料

※大学での取組等については、独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）ホームページでダウンロードできます。（ホームページ <https://www.jasso.go.jp/>）

- ・ **合理的配慮ハンドブック**（平成30年3月）



- ・ **はじめて障害のある学生を受け入れるにあたって**
（平成28年6月）



- ・ **障害のある学生への支援・配慮事例**（平成27年4月）



- ・ **教職員のための障害学生修学支援ガイド**（平成26年度改訂版）



- ・ **障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集**



- ・ **大学入学共通テスト 受験場の配慮案内**
「障害等のある方への配慮案内」

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/hairyo.html



進路指導 (就労編)

キーワード

障害者雇用 就労系事業所の種類

障害のある生徒の進路は、大きく分けて主に「就労」、「福祉サービスの利用」、「進学」の3つがあります。個々では、「就労」、「福祉サービスの利用」について紹介します。

※ここでいう「障害のある生徒」は、障害者手帳を所持している生徒を指します。

<就労>：一般の企業に就職すること

障害者であることを公表し「障害者枠」で雇用される場合と障害者であることを公表せずに就職する場合があります。

障害者枠で雇用された場合、その事業所は障害者雇用率のカウントや雇用助成金を受け取ることができます。

障害者雇用を希望する場合は、基本的にハローワークに「求人登録」をしますが、「障害情報登録シート」も記入しますので、所持している手帳や診断書等を持参すると記入がスムーズです。また、必要に応じて定着支援が受けられます。

<福祉サービスを利用した就労>

障害者手帳を所持している生徒の場合、以下の福祉サービスを利用し、一定期間就労を目指した支援を受けることができます。

以下の表のうち、就労継続支援 A 型事業所は、最低賃金が支給される契約型雇用になります。

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援
対象者	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者	通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
内容	一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施 ■ 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施 ■ 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定※必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援 ■ 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能 ■ 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人から ■ 利用期間の制限なし	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援 ■ 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする ■ 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表 ■ 利用期間の制限なし	障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施 ■ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援 ■ 月1回以上は企業訪問を行うよう努める ■ 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ)

<障害者職業訓練校>

就職を希望する障害のある方に対し、その能力に適合した職業訓練を行い、職業に就くことによって自立することを目的としています。(青森県障害者職業訓練校では、知的障害者・身体障害者を対象とした学科があります。)



参考資料

・ **障害者の就労・雇用支援ガイド**

(青森県商工労働部労政・能力開発課)



・ **はじめての障害者雇用** 採用・選考のための障害特性リーフレット

(青森県商工労働部労政・能力開発課)



・ **発達障害のある人を支援するために**～支援者のためのワンポイント～

(平成26年3月 青森県発達障害者支援センター)



・ **障害者雇用マニュアル5 発達障害者と働く**

(令和元年8月第5版 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)



・ **青森県立障害者職業訓練校ホームページ**

